

三芳水道企業団情報誌「三水通信第21号」をお届けします。

有収水量は、前年比1.4ポイントの減 ～三芳水道企業団の平成29年度の業務量の概要をお知らせします～

水道料金収入の元となった年間有収水量は、5,870,132m³で前年対比1.4ポイントの減少となりました。三芳水道企業団のこの水量は、近年減少傾向で推移しています。

これは、企業団給水区域内の人口減少が主な原因ですが、節水意識の高まりによる、節水器具の普及やペットボトルなどの他の飲料水の利用の増加も考えられます。

水道事業は、水道料金が主な収入ですので、水需要の増加が望

まれますが、個人のご家庭でも、企業でも、節約・経費節減・省エネなどの意識は大切なことです。

三芳水道企業団としても、今後水需要の増加が期待できない中で、重要なライフラインである水道施設を維持し、安心安全な水を皆様に供給していくために、受益者負担の原則に則った確実な収入を確保し、よりいっそうの経営の合理化に努めてまいります。

業務量の推移
(最近3カ年)

項目及び説明	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給水人口	人	55,273	54,673	54,234
給水件数	件	27,806	27,965	28,105
普及率	%	98.9	98.9	99.5
年間総給水量	m ³	7,800,490	7,986,515	7,930,811
年間有収水量	m ³	5,957,931	5,951,335	5,870,132
一日最大給水量	m ³ /日	26,072	26,135	26,225
一日平均給水量	m ³ /日	21,313	21,881	21,728
供給単価	円/m ³	232.19	232.44	232.01
給水原価	円/m ³	323.01	321.37	324.54

平成30年度予算のあらまし

水道事業会計は、①水の浄化・配水・管路・施設の維持管理、料金徴収にかかる経費とそれをまかなう水道料金収入からなる「収益的収支」と、②管路や施設の新設・改良・更新にかかる経費とそれをまかなう補助金や企業債などの収入からなる「資本的収支」の二つで構成されています。

本年度は、相当年数が経過して老朽化した配水管の布設替や、昨年度に引き続き、重要な施設の一つである増間浄水場の水道施設耐震化事業を行います。

予算の概要は、次の表のとおりです。

①収益的収支予算

水道事業の運営に関する収支

収益的収入	科目	予算額(千円)	対総収益割合	概要	
	水道事業収益	2,236,993	---		
	営業収益	1,567,655	70.1%	水道料金の収入など	
	営業外収益	669,337	29.9%	千葉県や関係市からの補助金など	
	その他	1	0.0%		
収益的支出	科目	予算額(千円)	対総費用割合	概要	
	水道事業費用	2,185,261	---		
	営業費用	2,097,446	96.0%		
		原水及び浄水費	1,293,958	59.2%	水道水を作る費用
		配水及び給水費	171,778	7.9%	水道水を送るための管路などの維持管理費用
		総係費	164,487	7.5%	水道料金賦課徴収、経営管理の費用
		減価償却費	458,338	21.0%	
		その他	8,885	0.4%	
	営業外費用	84,715	3.8%		
		企業債利息	75,122	3.4%	国などからの借入金に対する利息
	その他	9,593	0.4%		
	その他	3,100	0.2%		

②資本的収支予算

水道施設の新設・改良・更新に関する収支

資本的収入	科目	予算額(千円)	対総収入割合	概要	
	資本的収入	301,157	---		
	企業債	265,300	88.1%	国などからの借入金	
	その他	35,857	11.9%	県や関係市からの負担金	
資本的支出	科目	予算額(千円)	対総支出割合	概要	
	資本的支出	736,006	---		
	建設改良費	397,044	53.9%		
		改良事業費	397,044	53.9%	管路や施設設備の更新・改良費用
	企業債償還金	335,962	45.7%	国などからの借入金の返済元金	
	その他	3,000	0.4%		

裏面もご覧ください。

平成30年4月から水道料金などが改定されました。

平成30年4月1日から、水道料金が改定されました。

水道料金 料金表(2ヶ月)・消費税抜き・単位(円)

基本料金					従量料金					
用途	口径	現行	改定後	差額	用途	段階	現行	改定後	差額	
一般用	13mm	1,340	1,474	+134	一般用	1m ³ ~16m ³	85	86	+1	
	20mm	2,540	2,794	+254		17m ³ ~40m ³	180	191	+11	
	25mm	3,700	4,070	+370		41m ³ ~80m ³	225	241	+16	
	30mm	5,080	5,588	+508		81m ³ ~200m ³	270	286	+16	
	40mm	9,240	10,164	+924		201m ³ ~1000m ³	325	328	+3	
	50mm	14,100	15,510	+1,410		1001m ³ 以上	395	398	+3	
	75mm	34,440	37,884	+3,444		臨時用	1m ³ ~	395	398	+3
	100mm	56,640	62,304	+5,664						
	150mm	109,820	120,802	+10,982						
臨時用		一般用と同じ								

※平成30年3月31日以前から引き続き使用しているお客様の水道料金については、6月検針分(7月お支払い分)から新しい料金が適用されます。
 ※料金表は三芳水道企業団ホームページに掲載もございます。また、三芳水道企業団事務所にもご用意がございますので、お問い合わせください。

手数料についても、一部について平成30年4月1日から改定しました。

手数料・消費税込み・単位(円)

手数料の名称	種別	単位	現行	改定後	差額
設計手数料	給水管口径25ミリメートル以下の工事	1件につき	800	864	+64
	給水管口径30ミリメートル以上の工事	1件につき	1,100	1,188	+88
開栓手数料		1件につき	2,000	2,160	+160
私設消火栓消火演習立会手数料		1回につき	2,000	2,160	+160
道路占用申請手数料		1件につき	1,500	1,620	+120

※消費税相当額分の改定となります。

貯水槽水道の適切な管理をお願いします。

マンションやビル、大型店舗などで、貯水槽水道をお使いの場合、受水槽以降の設備や水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を水道事業者がお届けしても、受水槽が汚れていると安心して水道水を飲んでいただくことができません。なかでも、受水槽の有効容量が10m³以下の小規模貯水槽水

道は、水道法の規制を受けないため、管理が不適切なものが見受けられます。

受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道は、水道法により1年以内ごとの清掃及び検査が義務付けられていますが、小規模貯水槽水道についても、有効容量10m³を超える施設と同様に衛生管理をお願いします。

- 水槽の清掃は、1年以内に1回以上、定期的に行いましょう。
- マンホールのふたの施錠、亀裂の有無、防虫網の設置などの施設の点検は定期的に行いましょう。
- 水の色や味、においなどに注意して、異常があれば水質検査をしましょう。



【貯水槽水道とは】

三芳水道企業団などの水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽で受けた後、利用者に飲み水として供給される施設の総称です。なお、まったく飲み水に使用しない工業用水や消防用水、地下水(井戸水)を汲み上げて受水槽に貯めている場合は、貯水槽水道ではありません。

「健康のため水を飲もう」推進運動

体の中の水分が不足すると、熱中症(ねっちゅうしょう)、脳梗塞(のうこうそく)、心筋梗塞(しんきんこうそく)など、さまざまな健康障害(しょうがい)のリスク要因となります。健康のため、こまめに水を飲みましょう。

三芳水道企業団の相談窓口 (業務時間：平日の午前8時30分から午後5時まで)

●水道料金や使用者変更、使用開始(中止)などについては…	お客様サービスセンター (電話0470-25-7311)	●新しく水道を引いたり、水道設備の改造をしたりしたいときは…	業務係 (電話0470-22-3782)
●道路などで漏水を見つけたときは…	施設維持班 (電話0470-22-3783)	●水道水の水質については…	浄水班(作名浄水場) (電話0470-23-3097)
	夜間等業務時間外 作名浄水場 (電話0470-23-3097)		

三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。
ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/